

締約国に関する情報
DK

デンマーク

附属書 B 1
DK

一般情報

国内官庁の名称	Danish Patent and Trademark Office (デンマーク特許商標庁)
所在地及び郵便のあて名	Helgeshøj Allé 81, DK-2630 Taastrup, Denmark
電話番号	(45-43) 50 80 00
ファクシミリ装置	(45-43) 50 80 01
電子メール	pvs@dkpto.dk
インターネット	www.dkpto.org
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置及び電子メール
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	請求がない限り提出義務はない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する
出願人に、出願がWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	出願人に国際出願及び国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある
デンマークの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、デンマーク特許商標庁、欧州特許庁(EPO)又はWIPO国際事務局(附属書C参照)
国内法令 ¹ は欧州特許庁(EPO)又はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： 居住者による出願
デンマークが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	国内保護：デンマーク特許商標庁(国内段階参照) 欧州特許：欧州特許庁(EPO)(国内段階参照)
デンマークを選択できるか？	できる(PCT第II章に拘束)

[次頁に続く]

1 特許法第70条及び統一機密特許法第2条。

DK	デンマーク (続き)	DK
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，実用新案（実用新案は国内特許に代えて又は国内特許に加えて求めることができる） 欧州：特許	
国際型調査に関するデンマークの規定	特許法第9条並びに法令第4条及び第37条	
国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合： 公開手数料の支払及びデンマーク語による翻訳文の提出又は国際出願がデンマーク語によりされた場合で，出願時のその国際出願の写しを提出すれば，国際公開後に出願人に対して特許の付与に基づき損害賠償が請求できる意味の仮保護を与える。損害賠償は，事情により相当であると判断される範囲に制限される。また仮保護は，当該出願と特許との双方の請求の範囲に記載されている事項の範囲に限られる。特許法第33条，第58条及び第60条参照。 欧州特許を目的とする指定の場合： 国際出願の請求の範囲をデンマーク語にした翻訳文に関する要件が満たされたものであることを条件として，特許が付与された時に，事情に応じた正当な補償。保護は，当該出願及び当該特許双方の請求の範囲に記載された事項に限定される。（特許法第83条(2)参照）	
デンマークが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
デンマークが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)(a)に規定する期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	
欧州特許については，附属書B2の欧州特許機構（EP）を参照		